

## 轟病院 居宅療養管理指導 運営規程

第1条 医療法人公仁会（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 轟病院が実施する居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人公仁会 轟病院
- (2) 所在地 須坂市大字須坂 1239

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 居宅療養管理指導の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名以上

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

- (2) 歯科医師 1名以上

歯科医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

(3) 歯科衛生士 1名以上

歯科衛生士は、医師・歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者の口腔機能の維持回復が図れるよう指示・援助を行う。

(4) 薬剤師 1名以上

薬剤師は、医師・歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導等を行う。

(5) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、医師・歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、栄養指導等を行う。

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

(1) 要介護者等又は家族からの介護全般に関する相談等に応じる。

(2) 居宅介護支援事業所(ケママネジャー)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要情報を提供する。

(3) 要介護者又は家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。

(4) その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第8条 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は別紙料金表に定める。

2 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担額を乗じた額とする。

3 次条の通常の実施地域を超えて行う居宅療養管理指導に要した交通費は、事業所が定める料金を徴収する。

4 前項に利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 5 居宅療養管理指導の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、文書による同意を得るものとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、須坂市、高山村、小布施町、中野市、長野市一部地域（若穂、大豆島、柳原）とする。

(但し、厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）を除く)

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、居宅療養管理指導の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業所は、居宅療養管理指導の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、居宅療養管理指導の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した居宅療養管理指導に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村

から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### （個人情報の保護）

第 13 条 事業所は、利用者又は家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族等の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族等の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### （業務継続計画の策定等）

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内

(2) 継続研修・学習会 年数回

2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、居宅療養管理指導に関する記録を整備し、そのサービスが終了した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人公仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。(全面改訂)